

福岡市西部地区における小児２次医療連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、「福岡市西部地区における小児２次医療連絡協議会」(以下、「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 協議会は、次の事項について委員から意見を収集する。

- (1) 福岡市立こども病院の移転に関する小児２次医療連絡協議会とりまとめの総括に関すること。
- (2) 福岡市西部地区の各病院の役割分担と連携の状況に関すること。
- (3) その他福岡市西部地区における小児２次医療に関すること。

(委員)

第3条 委員は別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- 2 協議会の設置期間及び委員の任期は平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は、協議会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が協議会を主宰する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規約は、平成28年5月30日から施行する。

別 表

役職名		氏名
国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	院 長	一 宮 仁
福岡大学病院	院 長	井 上 亨
一般社団法人 福岡市医師会	会 長	江頭 啓介
福岡地区小児科医会	会 長	下村 国寿
地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院	院 長	原 寿 郎
独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	院 長	村 中 光
福岡市保健福祉局	理 事	永 渕 英洋